

鈴鹿市地域公共交通計画 改定に向けて

令和8年5月20日

鈴鹿市地域公共交通会議

01 鈴鹿市地域公共交通計画の構成

現在の鈴鹿市地域公共交通計画は、令和9年度に計画終期を迎えることから、次期計画期間(令和10年度～14年度)に向けて、令和8年度からの2ヶ年において改定作業を進める。

計画の構成

- ▶ 法定の記載事項を盛り込み、シンプルかつ一貫性のある計画となるようモビリティ・データを活用し、地域公共交通計画のアップデートを目指す。
- ▶ 本体資料は30ページ程度のわかりやすい構成とし、アンケート結果等の詳細な情報は参考資料としてまとめる。

02

地域公共交通会議と地域公共交通計画

令和2年

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、
市町村が主体となり幅広い関係者の参加による法定協議会を設置

鈴鹿市地域公共交通会議

令和4年
策定

法は計画策定を努力義務として規定していることから、
法定協議会「鈴鹿市地域公共交通会議」において協議を行い
令和4年4月に「鈴鹿市地域公共交通計画」を策定

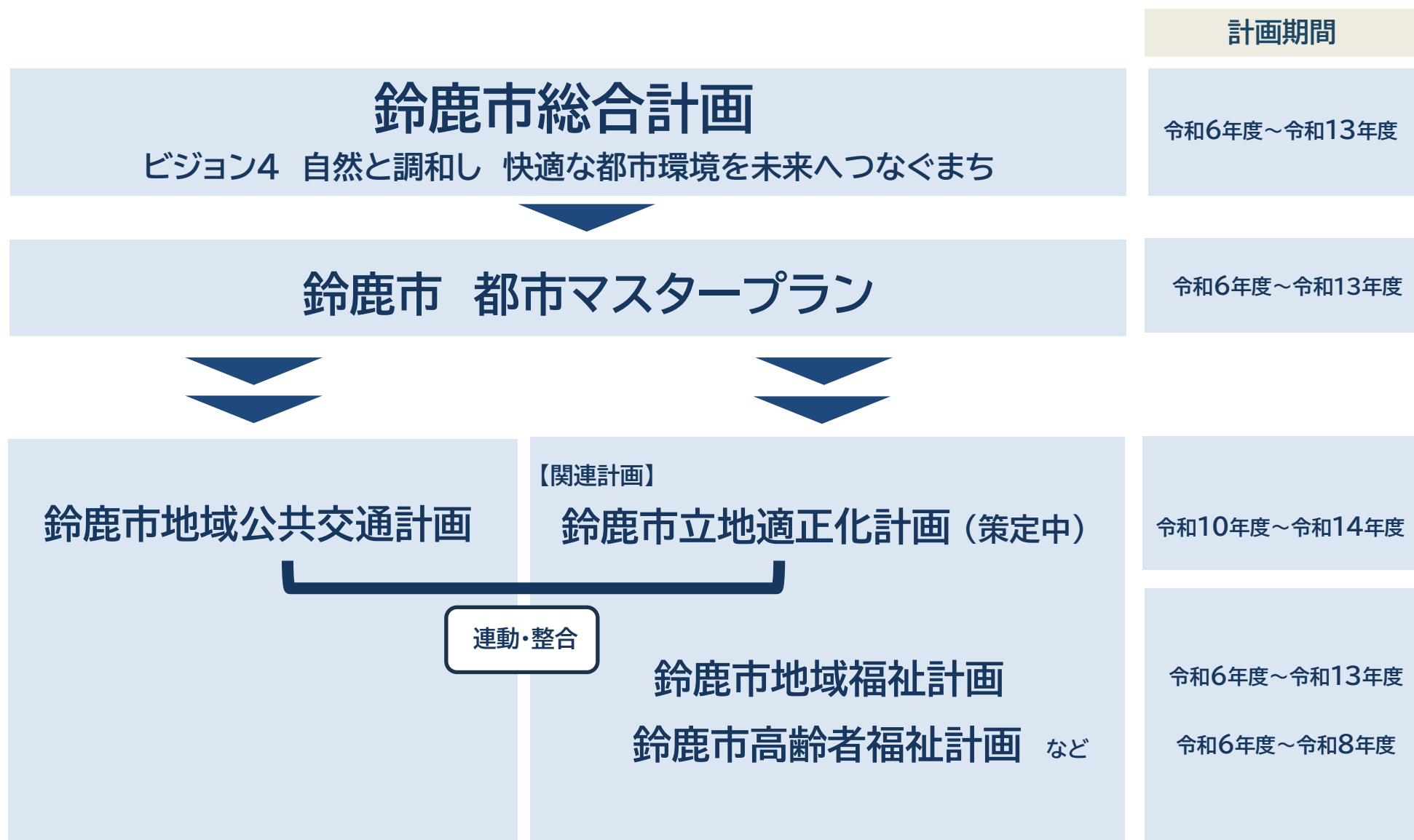
令和8～9年度
改定作業

国の示す「手引き」や「アップデートガイダンス」を活用し、「鈴鹿市
地域公共交通会議」は現状把握や実態調査等、改定作業に着手

令和10年
4月

令和10年～令和14年の5年間を計画期間とする
鈴鹿市地域公共交通計画 スタート

03 鈴鹿市地域公共交通計画の位置づけ



04 鈴鹿市地域公共交通計画改定に向けた実施内容

実施項目	実施内容
現行計画の検証	現計画の目標指標の達成状況及び事業の実施状況を定量的、定性的に整理・評価する。
現状及び方向性の整理	鈴鹿市の公共交通を取り巻く現状を主観的に把握(現状診断)し、各種モビリティデータを整理し、上位計画や関連計画との整合を図る。
利用実態調査	市民や利用者の移動に関する利用実態や利用意向等を把握するため、アンケート調査や交通事業者等関係者へのヒアリングを実施し、集計及び分析を行う。
基本方針と目標の検討・設定	持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、問題点や課題等を整理し、基本方針を定める。さらに、将来像の実現に向けた目標の設定を行う。
具体的施策の検討・設定	現状診断から洗い出された地域交通の課題を類型化し、それに対応する対策類型を整理する。施策名や概要、エリア、実施主体、スケジュール、期待される効果等を設定する。
協議会の開催	計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受け、今後の交通体系のあり方について議論するため、交通会議及び交通会議分科会を開催する。

05 スケジュール(予定)

時期		内容	地域公共交通会議
令和8年	5月	計画改定の概略の共有	○
	7月	次期計画の業務委託プロポーザルの実施 選定事業者と契約締結 各種分析調査等の実施	
	10月	現状把握及び分析方法の確認	○
	令和9年 3月	基本方針・目標の設定	
	5月	現状分析結果報告、基本方針・目標の確認	○
	9月	各施策の設定方針案の確認	○
	11月	計画案の確認	○
	12月	計画案の策定 パブリックコメントの実施	
令和10年	2月	計画案修正の確認	○
	4月	計画の改訂・公表	

※ 随時、交通事業者との対話を実施/分科会を開催

06 計画の策定支援業務

業務の概要

本市における地域公共交通の将来像や基本方針、目標等の設定に向けて、計画の策定支援業務(課題の整理、調査等)を委託する。

委託元

鈴鹿市地域公共交通会議

委託期間

契約締結日から令和10年3月上旬まで(予定)

その他

国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用予定